

倉敷市高齢者保健福祉計画及び 倉敷市介護保険事業計画

(第5期：平成24年度～平成26年度)

平成24年3月

倉　敷　市

はじめに

2011 年版「高齢社会白書」によりますと、2010 年 10 月 1 日時点で、国内における 65 歳以上の高齢者人口は 2,958 万人、高齢化率は 23.1% となっており、1947～1949 年生まれの「団塊の世代」が 65 歳以上になる 2015 年には、高齢者人口は 3,000 万人を超えて、高齢化率は 26.9%、その後も高齢化率は上昇し、2025 年には 30.5% に達すると推計されております。

この白書が示すとおり、我が国では、世界に例を見ない速度で高齢化が進行し、「本格的な高齢社会」が到来しております。そして、高齢化の急速な進展に伴い、ひとり暮らしや認知症高齢者の増加が大きな課題になっております。

このような状況の中、今後の日本社会が成り立つためには、高齢者の皆様に、ますます元気に地域や社会の中で活躍していただくことが必要であります。そのため、地域づくりや生きがい対策などを充実させ、さらに、地域の絆を再生し、高齢者の皆様が、生涯現役として地域や社会と関わりを持ちながら生活できるまちをつくることが重要です。

本市では、これらの課題の解消を目指して、平成 24 年度から平成 26 年度までを計画期間とする、新たな「倉敷市高齢者保健福祉計画及び倉敷市介護保険事業計画」を策定いたしました。

本計画に基づき、高齢者の方が、心身ともに自立して健康に生活できる期間である健康寿命を延ばし、要介護状態になっても、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、様々な高齢者福祉施策や介護保険事業を推進してまいります。

終わりになりましたが、計画策定にあたり、アンケート調査等に御協力いただきました市民の皆様をはじめ、慎重な御審議等をいただきました倉敷市社会福祉審議会高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定専門分科会委員の皆様方、関係機関各位に心からお礼申し上げますとともに、今後とも本市の高齢者福祉行政の推進に、御理解、御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

平成 24 年 3 月

倉敷市長 伊東香織



目 次

第1章 計画の概要

1	計画策定の背景と趣旨	1
2	計画の位置づけ及び目的	2
3	計画の期間及び進行管理	3
4	計画の策定体制	3

第2章 高齢者等の現状

1	高齢者、要介護者等の現状	7
2	高齢者保健福祉サービスの現状	10
3	介護給付等対象サービスの現状	14

第3章 計画の基本理念と目標

1	計画の基本理念	19
2	計画の基本目標	19
3	計画の体系	21

第4章 課題と施策の展開方向

I 健やかなまちづくり

1	安心して医療を受けるために	23
2	健康づくりを進めるために	24
3	要支援・要介護状態にならないために	27

II 生きがいのあるまちづくり

1	さまざまな人々とふれあうために	31
2	いつまでも学び続けるために	33
3	知識や経験を生かして社会に役立つために	35

III 安心して暮らせるまちづくり

1 安全・安心な暮らしをおくるために	38
2 気軽に外出するために	42
3 むらしやすい住まいのために	44

IV 支え合うまちづくり

1 地域で安心して暮らすために	47
2 十分な介護を受けるために	51

第5章 日常生活圏域ごとのサービス基盤整備の方向性

1 日常生活圏域の設定	55
2 各日常生活圏域の現況と今後のサービス基盤整備の方向性	58

第6章 介護サービス等の量の見込みと介護保険料

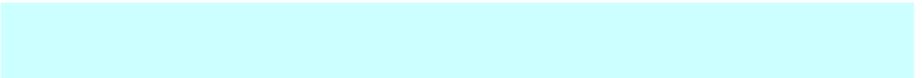
1 介護保険事業量の算定	85
2 介護保険事業費の算定	95
3 介護保険料と保険料段階	97

資料編

1 用語の説明	99
2 倉敷市高齢者保健福祉計画及び倉敷市介護保険事業計画策定経過	101
3 倉敷市社会福祉審議会条例（抄）	102
4 倉敷市社会福祉審議会運営要綱（抄）	103
5 倉敷市社会福祉審議会高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画 策定専門分科会委員名簿	107
6 倉敷市高齢者保健福祉計画及び倉敷市介護保険事業計画策定幹事会 及びワーキング部会設置要領（抄）	108
7 倉敷市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画に対する パブリックコメントまとめ（意見の概要と市の考え方）	110
8 各担当課等問い合わせ先一覧	113



第1章 計画の概要



1 計画策定の背景と趣旨

全国的に少子高齢化が進展する中、本市においても、高齢者人口及び高齢化率はともに伸び続けています。平成20年からの3年間の推移を見ても、高齢者人口は99,547人から107,271人へ、高齢化率は20.8%から22.3%へと、それぞれ増加しています。

これに伴い介護保険の要支援・要介護認定者も3年間で1,928人増加しているほか、高齢者のいる世帯に占めるひとり暮らしや高齢者のみの世帯の割合も上昇を続けており、今後、さらに高齢化の進展が予想される中で、介護予防の推進や介護サービス基盤の充実とともに、ひとり暮らしや高齢者のみの世帯の増加を踏まえた多様な見守り施策や家族介護者支援の充実が重要な課題となっています。

また、いわゆる団塊の世代の大量退職時代を迎え、高齢者の大半を占める元気な高齢者がこれまで培ってきた経験や能力を生かして積極的に社会参加し、共に支え合う豊かな地域社会を構築することが期待されています。

本市では、平成21年3月に平成23年度までの3年間を計画期間とする「倉敷市高齢者保健福祉計画及び倉敷市介護保険事業計画」（以下、「前計画」という。）を策定し、地域での健康づくり活動の強化や支え合いの仕組みづくり、介護予防事業の体系的展開を図るとともに、日常生活圏域ごとの介護サービス基盤の整備に努めてきました。しかし、高齢化の進行に伴う介護給付費の増加に加え、事業者による適正なサービスの提供や福祉人材の確保などのサービス基盤の充実は、なお、継続的な課題として残っています。

国は、平成24年度からの介護保険制度の改正において、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、①介護、②予防、③医療、④生活支援、⑤住まいの5つのサービスを一体化して提供していくという「地域包括ケアシステム」の実現に向けた取り組みを目指すこととしています。

そこで本市でも、前計画の長期的な目標を基礎としながらも、国の方針とこれまでの事業実績や地域特性、さらには直近の現状を踏まえながら、課題の解決と高齢者保健福祉のさらなる充実を図るべく、平成26年度を目標年度とする新しい「倉敷市高齢者保健福祉計画及び倉敷市介護保険事業計画」を策定することとしました。

2 計画の位置づけ及び目的

倉敷市高齢者保健福祉計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づく、すべての高齢者を対象とした保健福祉事業全般に関する総合計画であり、その目的とするところは、すべての高齢者が住み慣れた地域で健康で生き生きと安心して暮らせる社会の構築にあります。

また、倉敷市介護保険事業計画は、介護保険法第117条に基づく、要介護高齢者、要支援高齢者及び要介護・要支援となるリスクの高い高齢者を対象とした、介護サービス等の基盤整備を計画的に進めるための基本となる実施計画であり、介護及び介護予防を必要とする被保険者が自立した生活を送るためのサービス基盤の整備を目的としています。

したがって、高齢者保健福祉計画は、その目的、対象及び内容において、介護保険事業計画をほぼ包含した計画と位置づけられます。

また、両計画の見直しに当たっては、国の定める策定指針を踏まえ、「岡山県高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」との整合性を図るとともに、「倉敷市第六次総合計画」や「健康くらしき21」等、市の各種関連計画との整合性を図りました。

○両計画の位置づけ

倉敷市高齢者保健福祉計画

- 全ての高齢者に係る保健福祉事業の政策目標
- 高齢者全体の実情把握、需要把握
- 介護保険給付対象外のサービス供給体制
- サービス対象者の把握、サービス提供の方策

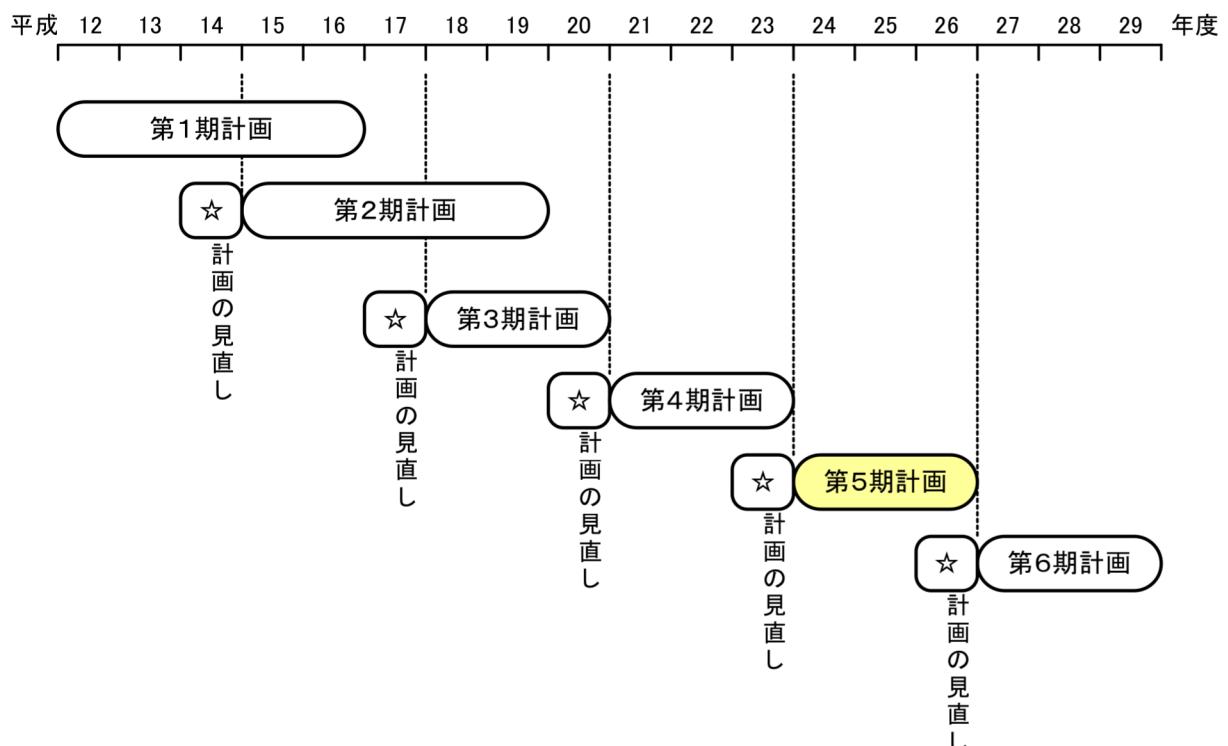
倉敷市介護保険事業計画

- 介護保険給付対象者及び地域支援事業対象者の現状把握、個別需要の把握
- 介護保険給付対象サービス及び地域支援事業の供給体制
 - ・サービス見込み量の算出とその確保に向けての整備方策
 - ・サービスの円滑な提供のための事業
 - ・地域包括ケアシステムの構築

- 事業費の見込みに関する事項

3 計画の期間及び進行管理

この計画は、平成 24 年度を初年度として平成 26 年度を目標年度とする3か年計画です。ただし、計画の実施状況の把握と進行管理については、毎年度点検・評価を行い、課題の分析を行います。



4 計画の策定体制

高齢者に対する保健福祉施策や介護サービスのあり方については、高齢者はもとより、広く市民のニーズを把握し、それを反映させるよう配慮する必要があります。そこで、計画の策定に当たっては、以下のような取り組みを行いました。

(1) 高齢者実態調査

高齢者の日常の生活状況・健康状態、保健福祉サービスの利用状況・今後の利用意向、在宅の要介護者の介護サービスの利用状況・今後の利用意向等を把握し、計画策定の基礎資料とするため、平成 22 年 11 月にアンケート調査を実施しました。

●高齢者実態調査の実施概要

調査対象	<p>①一般高齢者 倉敷市内在住の65歳以上の高齢者（平成22年11月1日現在）のうち、倉敷市の介護保険被保険者で、かつ、要介護認定を受けたことがない人の中から無作為抽出した方</p> <p>②居宅介護サービス利用者 倉敷市内在住の65歳以上の在宅要介護認定者のうち、平成22年6月から8月まで3か月間連続してサービス利用実績のある人のうち、特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護療養型病床、特定施設、グループホーム入居者を除いた人の中から無作為抽出した方</p> <p>③介護サービス未利用者 倉敷市内在住の65歳以上の要介護認定者のうち、平成22年6月から8月まで3か月間連続してサービス利用実績のない人の中から無作為抽出した方</p>
調査方法	郵送による配布・回収
調査期間	平成22年11月8日（月）～11月30日（火）
回収結果	<p>①配布数：8,300件、有効回収数：5,866件（有効回収率：70.7%）</p> <p>②配布数：6,000件、有効回収数：3,889件（有効回収率：64.8%）</p> <p>③配布数：2,000件、有効回収数：1,279件（有効回収率：64.0%）</p>

（2）市民の声を聴く会の開催

計画の策定に先立ち、高齢者保健福祉や介護保険に関する市民の率直な意見をうかがうため、平成23年7月28日から8月4日にかけて、倉敷、水島、児島、玉島の各地区において「市民の声を聴く会」を開催しました。

（3）計画素案の公表、市民からの意見募集

平成23年12月に、計画素案を公表し、市民からの意見募集を行いました。

（4）審議会での審議

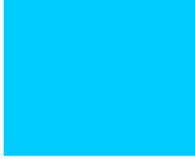
計画案を検討する場として、倉敷市社会福祉審議会に「高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定専門分科会」を設置し、平成23年5月から2月まで計5回の審議を行いました。

この専門分科会には、保健・医療・福祉・介護の関係者のほか、老人クラブの代表者、学識経験者、公募による市民の代表にも参画いただき、20名の委員に様々な見地からの議論をいただきました。

(5) 幹事会及びワーキング部会の設置

庁内関係部局の代表者6名で構成する「倉敷市高齢者保健福祉計画及び倉敷市介護保険事業計画策定幹事会」及び局内関係部課等の代表者13名で構成する「ワーキング部会」を設置し、計画素案を作成しました。

ワーキング部会は、高齢者実態調査票の設計段階から計画素案の策定期間まで必要に応じて随時開催し、関係部課との連携を図りながら計画内容について活発な意見交換を行いました。



第2章 高齢者等の現状



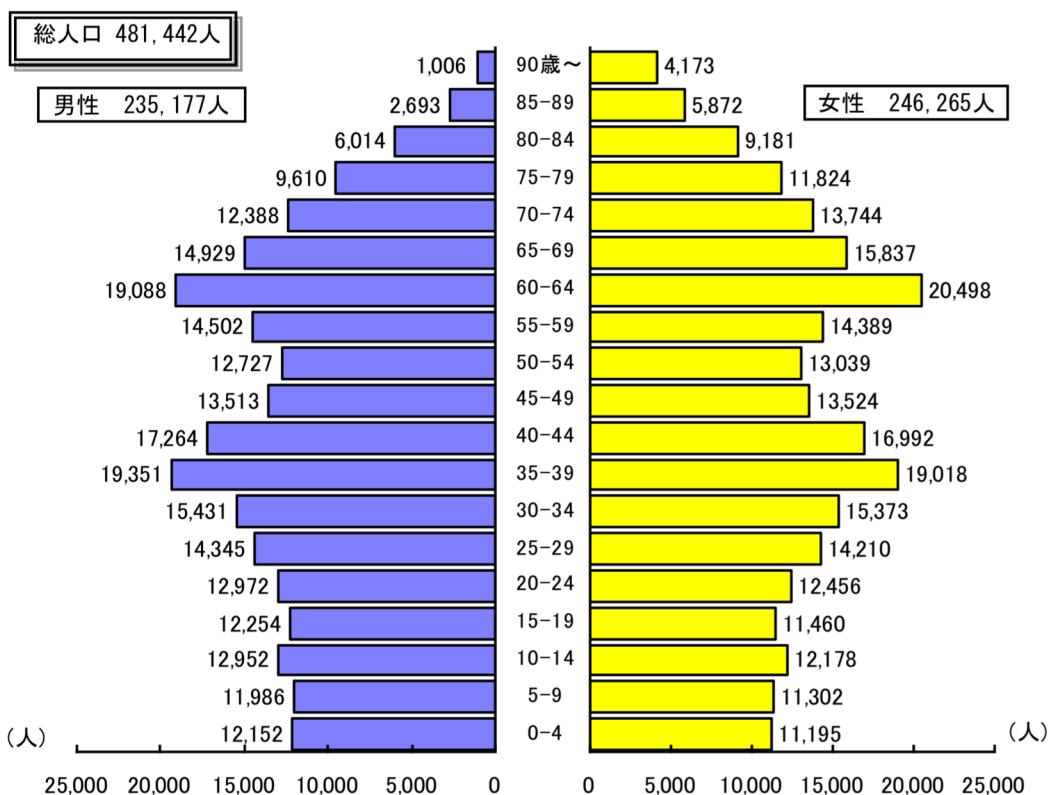
1 高齢者、要介護者等の現状

(1) 人口ピラミッド（平成 23 年 9 月末現在）

本市の人口は、平成 23 年 9 月末現在で、男性 235,177 人、女性 246,265 人、合計 481,442 人です。

年齢階層別にみると、第一次ベビーブーム世代の 60~64 歳と第二次ベビーブーム世代の 35~39 歳が多く、国と同じ 2 つのピークがある「つぼ型」の人口ピラミッドとなっています。

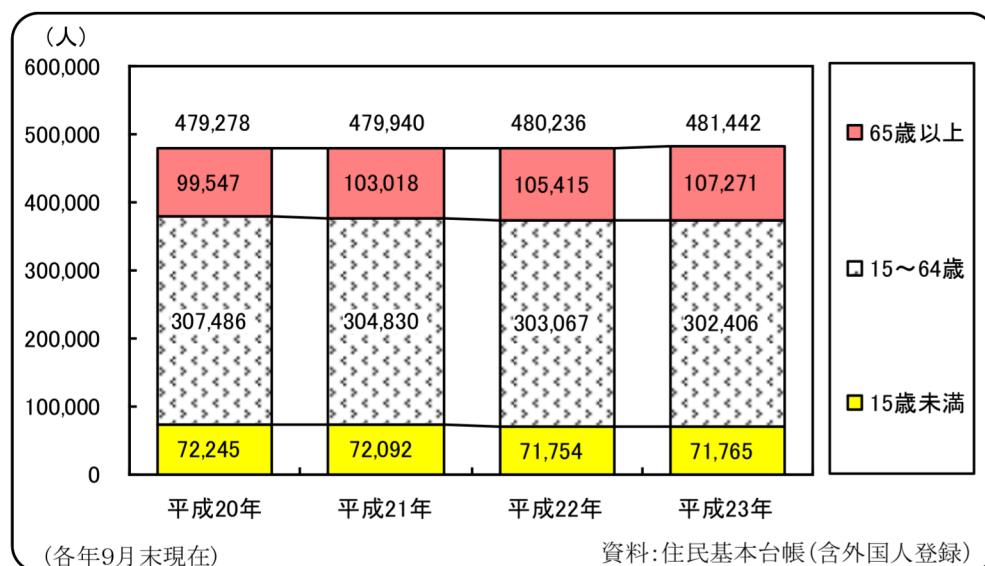
本計画期間中に、いわゆる団塊の世代（昭和 22~24 年生まれ）が高齢者の仲間入りをすることから、高齢化率のさらなる上昇が見込まれます。



資料：住民基本台帳（含外国人登録）

(2) 年齢3区分別人口の推移

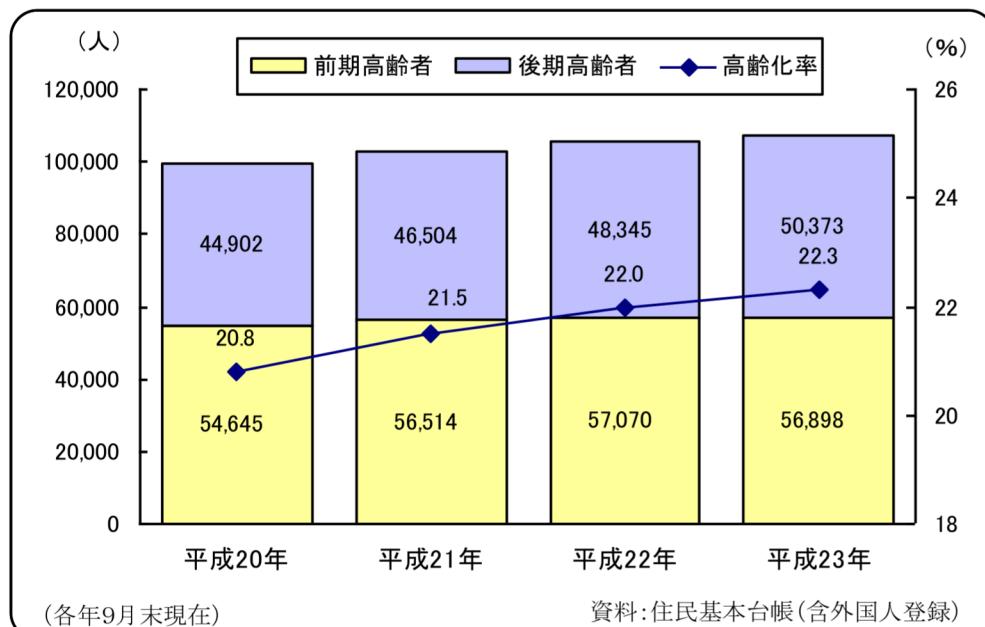
年齢3区分別人口の推移をみると、15～64歳の生産年齢人口は、平成20年から平成23年にかけて5,080人、1.7%減少しているのに対して、65歳以上の高齢者人口は7,724人、7.8%増加しています。



(3) 高齢者人口の内訳と高齢化率の推移

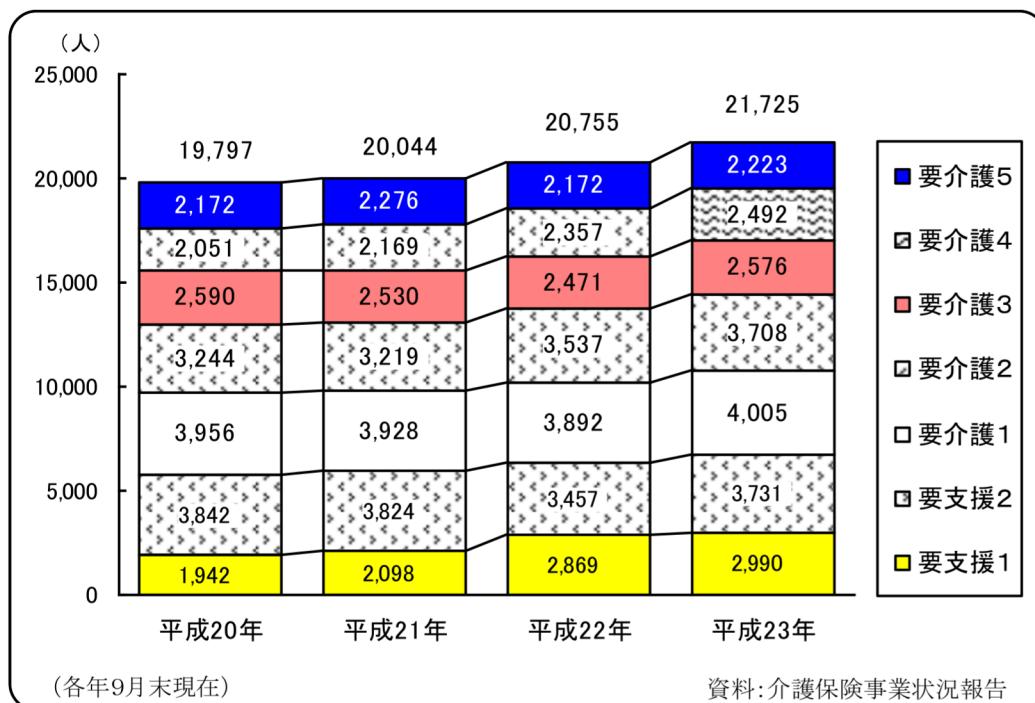
65～74歳の前期高齢者と75歳以上の後期高齢者についてみると、平成20年から平成23年にかけて、前期高齢者は2,253人、4.1%、後期高齢者は5,471人、12.2%増加しています。

これに伴い、高齢化率（65歳以上の人口が総人口に占める割合）も20.8%から22.3%へと1.5ポイント上昇しています。



(4) 要支援・要介護認定者数の推移

要支援・要介護認定者数の推移をみると、平成20年度から平成23年度にかけて、全体では1,928人、9.7%増加しています。要介護度別にみると、要介護4及び5の重度者は、492人、11.7%増加しています。



2 高齢者保健福祉サービスの現状

前計画において目標指標として数値を掲げた項目について、計画値と実績値の比較を行いました。

(1) 保健サービス

特定健康診査受診率や脳卒中予防の普及啓発実施回数については、対計画比 50%を下回っており、健診制度の周知や各種普及啓発活動の見直しが必要となっています。

また、特定高齢者把握事業における生活機能評価診査についても、半数以上が基本チェックリストと身長、体重、血圧測定で検査が終了するため、目的と意義が理解できず、再受診者が少ないという問題があります。

事業名等	数値項目	単位	年度	計画値	実績値	対計画比
健康相談の充実	出前講座	回	21年度	123	108	87.8%
			22年度	140	80	57.1%
			23年度	150	116	77.3%
健康診査、各種検診の実施	特定健康診査受診率	%	21年度	35	17	48.6%
			22年度	45	16	35.6%
			23年度	55	17	30.9%
	マンモグラフィ受診率	%	21年度	45	59	131.1%
			22年度	50	59	118.0%
			23年度	60	60	100.0%
食育の推進	「食事バランスガイド」を知っている人の割合	%	21年度	20	-(注)	—
			22年度	30	20	66.7%
			23年度	35	-(注)	—
	郷土料理を知っている人の割合	%	21年度	85	-(注)	—
			22年度	90	59	65.6%
			23年度	95	-(注)	—
歯の健康づくりの推進	歯周疾患検診受診者数	人	21年度	200	315	157.5%
			22年度	300	389	129.7%
			23年度	400	480	120.0%
	歯科訪問健診受診者数	人	21年度	200	172	86.0%
			22年度	250	141	56.4%
			23年度	300	156	52.0%
運動・生涯スポーツの推進	ウォーキング大会参加者数	人	21年度	400	1,168	292.0%
			22年度	450	2,475	550.0%
			23年度	500	3,300	660.0%
	市民あるく日延参加者数	人	21年度	1,800	1,822	101.2%
			22年度	1,900	1,819	95.7%
			23年度	2,000	2,004	100.2%
特定高齢者把握事業	生活機能評価診査受診者数	人	21年度	18,000	11,123	61.8%
			22年度	20,000	10,761	53.8%
			23年度	22,000	11,000	50.0%

(注)食育推進計画の策定期限以外は調査を実施していない。

事業名等	数値項目	単位	年度	計画値	実績値	対計画比
口腔機能の向上	講座開催回数	回	21年度	26	74	284.6%
			22年度	32	71	221.9%
			23年度	38	70	184.2%
認知症予防・啓発	認知症予防教室参加者数	人	21年度	120	482	401.7%
			22年度	150	607	404.7%
			23年度	180	369	205.0%
脳卒中予防	普及啓発実施回数	回	21年度	64	66	103.1%
			22年度	120	32	26.7%
			23年度	150	80	53.3%

(平成23年度は見込み)

(2) 福祉サービス

対計画比 50%を下回っているサービスとしては、訪問型介護予防事業と介護予防リーダーの養成があげられます。

生活機能評価を受診して特定高齢者になった方については、高齢者支援センターが全戸訪問し、訪問型介護予防事業の利用につなげていますが、閉じこもりやうつ傾向の方は生活機能評価の受診自体が難しい場合が多く、情報が得られにくいため、十分な掘り起こしができていないのが現状です。今後、研究機関との情報交換や他市の状況把握を通じてサービス利用が必要な方の掘り起こしを進める必要があります。

また、介護予防リーダーの養成については、講座を開催する教室の受入定員が計画値を確保するまでの規模に達していないのが現状です。教室の開催数の増加を図り、介護予防リーダーを増やしていくことが、市全体の介護予防促進にもつながります。

事業名等	数値項目	単位	年度	計画値	実績値	対計画比
筋力向上トレーニング事業	参加者数	人	21年度	100	127	127.0%
			22年度	120	146	121.7%
			23年度	140	160	114.3%
訪問型介護予防事業	訪問回数	回	21年度	240	71	29.6%
			22年度	360	80	22.2%
			23年度	480	80	16.7%
給食サービス事業	利用人数	人	21年度	20	6	30.0%
			22年度	30	6	20.0%
			23年度	40	6	15.0%
老人福祉センター、憩の家の活用	登録者数	人	21年度	1,850	2,200	118.9%
			22年度	1,900	平日 2,692 土日 1,567	141.7%
			23年度	1,950	平日 3,100 土日 2,300	159.0%
老人福祉センター、憩の家の活用	老人福祉センター延利用者数	人	21年度	55,200	71,352	129.3%
			22年度	55,400	74,680	134.8%
			23年度	55,600	72,600	130.6%
老人福祉センター、憩の家の活用	憩の家延利用者数	人	21年度	306,000	306,429	100.1%
			22年度	307,500	312,863	101.7%
			23年度	309,000	310,500	100.5%

事業名等	数値項目	単位	年度	計画値	実績値	対計画比
ふれあいサロン活動	実施箇所数	箇所	21年度	120	110	91.7%
			22年度	125	117	93.6%
			23年度	130	130	100.0%
いきいきふれあいフェスティバル実施事業	参加者数	人	21年度	41,500	42,000	101.2%
			22年度	43,000	40,000	93.0%
			23年度	44,500	38,000	85.4%
老人クラブ活動への支援	会員数	人	21年度	23,400	22,101	94.4%
			22年度	23,400	22,087	94.4%
			23年度	23,400	21,560	92.1%
介護予防リーダーの養成	講座参加者数	人	21年度	60	43	71.7%
			22年度	70	33	47.1%
			23年度	80	30	37.5%
シルバー人材センターへの加入・就労の促進	延べ就労人員	人	21年度	169,000	142,080	84.1%
			22年度	175,000	139,826	79.9%
			23年度	181,000	146,000	80.7%
	受注件数	件	21年度	14,900	14,256	95.7%
			22年度	15,300	14,604	95.5%
			23年度	15,700	15,500	98.7%
高齢者・障がい者世帯を中心とした住宅防火診断	ひとり暮らし高齢者世帯の防火査案件数	件	21年度	105	113	107.6%
			22年度	110	141	128.2%
			23年度	115	120	104.3%
緊急通報装置設置事業	設置済み台数	台	21年度	900	858	95.3%
			22年度	910	835	91.8%
			23年度	920	830	90.2%
高齢者等心配ごと相談事業	利用者数	人	21年度	330	430	130.3%
			22年度	350	365	104.3%
			23年度	370	410	110.8%
日常生活用具給付事業	給付件数	件	21年度	80	359	448.8%
			22年度	85	506	595.3%
			23年度	90	624	693.3%
【くらしき健康福祉プラザ】一般的初期相談事業	利用者数	人	21年度	8,800	9,795	111.3%
			22年度	9,000	10,646	118.3%
			23年度	9,200	10,420	113.3%
ノンステップバス等の導入補助	市内運行のノンステップバス台数	台	21年度	16	13	81.3%
			22年度	17	13	76.5%
			23年度	18	13	72.2%
高齢者の相談窓口の充実	高齢者支援センター相談件数	件	21年度	51,000	90,058	176.6%
			22年度	52,000	93,087	179.0%
			23年度	53,000	93,000	175.5%
ねたきり高齢者等理美容サービス事業	延利用者数	人	21年度	360	371	103.1%
			22年度	370	372	100.5%
			23年度	380	380	100.0%
介護用品扶助費支給事業	利用者数	人	21年度	280	308	110.0%
			22年度	290	335	115.5%
			23年度	300	365	121.7%
友愛訪問事業	訪問先件数	件	21年度	4,350	5,059	116.3%
			22年度	4,400	4,830	109.8%
			23年度	4,450	4,800	107.9%
日常生活自立支援事業の実施	利用者数	人	21年度	66	69	104.5%
			22年度	69	84	121.7%
			23年度	72	84	116.7%

事業名等	数値項目	単位	年度	計画値	実績値	対計画比
高齢者等権利擁護事業	成年後見人市長申立件数	件	21年度	18	11	61.1%
			22年度	21	32	152.4%
			23年度	24	40	166.7%
	相談受付件数	件	21年度	90	115	127.8%
			22年度	100	102	102.0%
			23年度	110	120	109.1%
認知症サポーター養成	認知症サポーター養成人数	人	21年度	1,500	2,589	172.6%
			22年度	1,800	2,369	131.6%
			23年度	2,000	2,000	100.0%
在宅ねたきり高齢者等介護手当支給事業	利用者数	人	21年度	1,120	1,075	96.0%
			22年度	1,130	1,092	96.6%
			23年度	1,140	1,100	96.5%
家族介護者リフレッシュ事業	参加者数	人	21年度	150	190	126.7%
			22年度	160	206	128.8%
			23年度	170	200	117.6%
家族介護教室の開催	開催数	回	21年度	90	144	160.0%
			22年度	110	139	126.4%
			23年度	130	140	107.7%
	延べ参加者数	人	21年度	2,300	3,405	148.0%
			22年度	2,800	3,316	118.4%
			23年度	3,300	3,300	100.0%

(平成23年度は見込み)

3 介護給付等対象サービスの現状

(1) 介護給付サービス

介護給付サービスについて、計画値と実績値を比較しました。

夜間対応型訪問介護及び地域密着型特定施設入居者生活介護については、計画期間中に整備をしていないため、実績値がゼロとなっています。また、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護についても計画を大きく下回っています。

① 居宅サービス

サービス種類	単位	年度	計画値	実績値	対計画比
訪問介護	回	21年度	418,800	411,598	98.3%
		22年度	438,252	408,596	93.2%
		23年度	458,544	409,613	89.3%
訪問入浴介護	回	21年度	7,128	7,891	110.7%
		22年度	7,500	8,055	107.4%
		23年度	7,752	8,868	114.4%
訪問看護	回	21年度	82,116	81,038	98.7%
		22年度	86,280	87,155	101.0%
		23年度	90,228	92,035	102.0%
訪問リハビリテーション	回	21年度	5,196	5,813	111.9%
		22年度	5,748	7,454	129.7%
		23年度	6,240	8,560	137.2%
居宅療養管理指導	人	21年度	12,000	13,316	111.0%
		22年度	12,612	17,361	137.7%
		23年度	13,188	19,166	145.3%
通所介護	回	21年度	446,340	442,054	99.0%
		22年度	467,088	468,990	100.4%
		23年度	489,636	511,142	104.4%
通所リハビリテーション	回	21年度	271,140	257,133	94.8%
		22年度	283,884	263,071	92.7%
		23年度	297,816	274,032	92.0%
短期入所生活介護	日	21年度	121,200	115,510	95.3%
		22年度	127,608	124,126	97.3%
		23年度	133,896	159,492	119.1%
短期入所療養介護	日	21年度	14,640	14,402	98.4%
		22年度	15,324	15,997	104.4%
		23年度	16,044	16,569	103.3%
特定施設入居者生活介護	人	21年度	6,384	6,390	100.1%
		22年度	6,816	7,028	103.1%
		23年度	7,584	7,848	103.5%
福祉用具貸与	人	21年度	38,304	40,952	106.9%
		22年度	40,260	45,303	112.5%
		23年度	42,288	48,830	115.5%
特定福祉用具販売	件	21年度	1,477	1,425	96.5%
		22年度	1,551	1,430	92.2%
		23年度	1,627	1,137	69.9%

(平成23年度は見込み)

② 地域密着型サービス

サービス種類	単位	年度	計画値	実績値	対計画比
夜間対応型訪問介護	回	21年度	0	0	—
		22年度	1,308	0	0.0%
		23年度	1,368	0	0.0%
認知症対応型通所介護	回	21年度	21,072	24,868	118.0%
		22年度	22,152	28,065	126.7%
		23年度	23,376	29,486	126.1%
小規模多機能型居宅介護	人	21年度	2,088	1,930	92.4%
		22年度	2,868	2,535	88.4%
		23年度	4,152	2,656	64.0%
認知症対応型共同生活介護	人	21年度	10,992	9,318	84.8%
		22年度	12,072	10,625	88.0%
		23年度	13,152	11,380	86.5%
地域密着型特定施設入居者生活介護	人	21年度	0	0	—
		22年度	120	0	0.0%
		23年度	468	0	0.0%
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人	21年度	348	0	0.0%
		22年度	1,044	138	13.2%
		23年度	1,740	240	13.8%

(平成23年度は見込み)

③ 施設サービス

サービス種類	単位	年度	計画値	実績値	対計画比
介護老人福祉施設	人	21年度	17,376	17,171	98.8%
		22年度	17,736	17,230	97.1%
		23年度	18,432	17,299	93.9%
介護老人保健施設	人	21年度	14,928	14,892	99.8%
		22年度	15,000	14,898	99.3%
		23年度	16,152	15,334	94.9%
介護療養型医療施設	人	21年度	3,204	3,424	106.9%
		22年度	3,132	3,337	106.5%
		23年度	1,980	3,278	165.6%
療養病床からの転換分	人	21年度	108	0	0.0%
		22年度	324	0	0.0%
		23年度	2,532	0	0.0%

(平成23年度は見込み)

④ その他

サービス種類	単位	年度	計画値	実績値	対計画比
住宅改修	件	21年度	1,216	1,151	94.7%
		22年度	1,274	1,137	89.2%
		23年度	1,338	924	69.1%
居宅介護支援	人	21年度	95,688	90,988	95.1%
		22年度	100,092	92,475	92.4%
		23年度	104,856	95,302	90.9%

(平成23年度は見込み)

(2) 予防給付サービス

予防給付サービスのうち、実績が計画値を大きく上回っているのは、介護予防訪問リハビリテーションと介護予防福祉用具貸与で、逆に計画値を大きく下回ったのは、介護予防訪問入浴介護と介護予防特定施設入居者生活介護でした。

また、介護予防認知症対応型通所介護については計画上利用を見込んでいませんでしたが、実際には利用実績があがっています。

① 居宅サービス

サービス種類	単位	年度	計画値	実績値	対計画比
介護予防訪問介護	回	21年度	86,820	91,064	104.9%
		22年度	89,736	99,292	110.6%
		23年度	92,640	100,850	108.9%
介護予防訪問入浴介護	回	21年度	96	68	70.8%
		22年度	96	58	60.4%
		23年度	96	106	110.4%
介護予防訪問看護	回	21年度	6,528	6,637	101.7%
		22年度	6,732	8,651	128.5%
		23年度	6,936	9,665	139.3%
介護予防訪問リハビリテーション	回	21年度	732	1,305	178.3%
		22年度	732	1,813	247.7%
		23年度	732	2,268	309.8%
介護予防居宅療養管理指導	人	21年度	984	886	90.0%
		22年度	1,020	976	95.7%
		23年度	1,056	1,070	101.3%
介護予防通所介護	回	21年度	114,156	121,756	106.7%
		22年度	118,068	127,695	108.2%
		23年度	121,920	133,433	109.4%
介護予防通所リハビリテーション	回	21年度	50,868	53,197	104.6%
		22年度	52,596	54,165	103.0%
		23年度	54,372	54,101	99.5%
介護予防短期入所生活介護	日	21年度	1,500	1,490	99.3%
		22年度	1,560	1,597	102.4%
		23年度	1,620	2,083	128.6%
介護予防短期入所療養介護	日	21年度	396	174	43.9%
		22年度	396	384	97.0%
		23年度	396	250	63.1%
介護予防特定施設入居者生活介護	人	21年度	1,500	1,078	71.9%
		22年度	1,692	1,040	61.5%
		23年度	1,884	1,176	62.4%
介護予防福祉用具貸与	人	21年度	4,944	7,564	153.0%
		22年度	5,112	10,466	204.7%
		23年度	5,280	12,204	231.1%
特定介護予防福祉用具販売	件	21年度	653	575	88.1%
		22年度	676	700	103.6%
		23年度	698	516	73.9%

(平成23年度は見込み)

② 地域密着型サービス

サービス種類	単位	年度	計画値	実績値	対計画比
介護予防認知症対応型通所介護	回	21年度	0	60	—
		22年度	0	797	—
		23年度	0	53	—
介護予防小規模多機能型居宅介護	人	21年度	288	287	99.7%
		22年度	408	449	110.0%
		23年度	588	446	75.9%
介護予防認知症対応型共同生活介護	人	21年度	60	70	116.7%
		22年度	60	49	81.7%
		23年度	60	36	60.0%

(平成23年度は見込み)

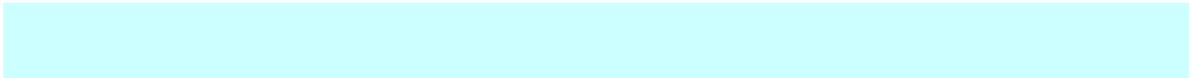
③ その他

サービス種類	単位	年度	計画値	実績値	対計画比
住宅改修	人	21年度	767	766	99.9%
		22年度	794	811	102.1%
		23年度	820	922	112.4%
介護予防支援	人	21年度	41,580	44,146	106.2%
		22年度	42,996	47,072	109.5%
		23年度	44,412	48,665	109.6%

(平成23年度は見込み)



第3章 計画の基本理念と目標



1 計画の基本理念

健康・生きがい・安心のまち 倉敷

住み慣れた地域で健康に生きがいと安心を持って暮らすことは、高齢者のみならず多くの市民の願いです。この計画でも、第3期計画以来の基本理念を引き継ぎ、「健康・生きがい・安心のまち 倉敷」を基本理念とします。

2 計画の基本目標

計画の基本理念を実現するために、市と市民が目指すまちの姿を、以下のように4つに整理し、計画の基本目標とします。

★基本目標1★ 健やかなまちづくり

市の健康増進計画「健康くらしき21」に基づき、一人一人の健康づくりを促進するとともに、安心して医療が受けられる体制づくりに努めます。

また、高齢者が介護を要する状態になることを防ぐとともに、介護保険制度を持続可能なものとするために、一人一人の状態に応じた、参加しやすい介護予防事業を積極的に展開します。

★基本目標2★ 生きがいのあるまちづくり

高齢期を豊かで実りあるものにするためには、日々の生活の中で社会との関係を保つとともに、個人の価値観に基づく生きがいを感じながら暮らすことが必要です。

また、今後「団塊の世代」が高齢者の仲間入りをすることから、これまでに培った知識や経験を生かして、地域社会にとけ込むことができるよう、高齢者の生きがいづくりと社会参加を促進します。

★基本目標3★ 安心して暮らせるまちづくり

高齢者が事故や災害、犯罪等の危険に遭うことのないよう、安全なまちづくりを進めます。

また、必要とされるサービスを受けていない、あるいは孤独な生活の中で閉じこもりがちな生活をしているひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯に対する支援、認知症高齢者等の権利を守る活動を行い、高齢者が安心して暮らせるまちづくりを目指します。

さらに、高齢者が気軽に出来かけられる交通環境等の整備や快適な住まいの整備にも取り組みます。

★基本目標4★ 支え合うまちづくり

介護を必要とする人が、持っている心身の力を生かし、できる限り尊厳を持つて自立した生活を送ることができるよう、介護サービスの基盤整備を引き続き推進するとともに、サービスに係る情報提供・相談体制の充実を図ります。

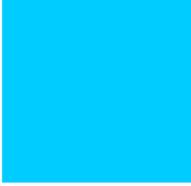
また、すべての高齢者が住み慣れた地域で、その人らしく自立した生活を続けるためには、介護だけでなく生活全般にわたる総合的な支援体制が必要です。

このため、人と人とのつながりが希薄化し、自助・共助の機能が脆弱化する中で、地域社会が果たすべき「共助の役割」を評価し直し、地域ケア、福祉意識の向上、生活環境の整備など、お互いに支え合う地域社会の形成へ向けての取り組みを進めます。

3 計画の体系

4つの基本目標のそれぞれについて、その達成のために必要な施策の体系を以下のように整理し、第4章において、それに対応した現状と課題及び施策の展開方向を明らかにすることとします。





第4章 課題と施策の展開方向



I 健やかなまちづくり

健やかなまちづくりを推進するため、安心して医療が受けられる体制づくりに努めるとともに、高齢者一人一人の健康づくりと、介護状態に陥ることを防ぐ介護予防に取り組みます。

1 安心して医療を受けるために

(1) 現状と課題

健やかなまちづくりを実現するためには、高齢者の方がいつでも身近なところで安心して、質の高い保健や医療が受けられる環境を整えることが必要です。そのためには、医師会など関係機関との連携を強化し、救急医療体制の維持や充実を図るとともに、医療機関、保険制度等の情報提供を行い、いつでも安心して受診や相談ができる、かかりつけ医の普及を推進する必要があります。

(2) 施策の展開方向

ア 「おかやま医療情報ネット」の周知と活用

保健課

市民が十分な情報を得て、安心して医療が受けられるために、県が作成した「おかやま医療情報ネット」の周知に努めます。

イ かかりつけ医の推進

保健課

市民に対し、日常の健康状態（体質・病歴等）を把握し、疾病の予防や生活習慣の治療や管理などを行う「かかりつけ医」を持つよう、保健所だより等で、市民に啓発します。

ウ 病院、診療所などへの立ち入り検査

保健課

市民に適切で良質な医療が提供されるよう、医療機関への立ち入り検査・自主点検及び指導を行い、医療機関の医療安全対策の充実強化を図ります。

エ 医療安全相談窓口による相談

保健課

医療に対する心配事や苦情の相談に迅速に対応し、患者家族の不安解消や患者と医療機関との信頼関係の構築に努めます。

オ 緊急医療体制の確保

保健課

岡山県と協力して、休日及び夜間における市民の急病の医療需要に対処する医療体制を確保し、市民がいつでも安心して医療が受けられる環境づくりに努めます。

カ 医療機関・保険制度の情報提供の充実

保健課・医療給付課・国民健康保険課

ホームページや保健所だよりなどを利用して、「おかやま医療情報ネット」の周知や医療機関の情報提供を行います。

また、医療保険制度については、出前講座、倉敷広報チャンネル、広報紙などを積極的に活用し、情報提供に努めます。

2 健康づくりを進めるために

(1) 現状と課題

市民の健康状況をみると、公衆衛生の向上や医療技術の進歩等により、平均寿命は大幅に伸び、全国平均を大幅に上回っていますが、一方では脳卒中による死亡率が高い等、生活習慣病が増加しているほか、これに起因するねたきりや認知症等、要介護者が増加しています。健康づくりを進めるためには、健康を増進させ、病気を予防する一次予防と、健康診査による生活習慣病の早期発見・早期治療の二次予防を適切に行うことが必要です。

本市では、倉敷市健康増進計画「健康くらしき 21」を市民と協働して推進するとともに、倉敷市食育推進計画「食で育もう元気なくらしき」に基づき、食を通じた健康づくりを推進しています。

今後も、これらの計画に基づいて、「健康寿命の延伸」・「生涯現役」を図るべく、保健事業のさらなる充実を進める必要があります。

(2) 施策の展開方向

ア 健康手帳の活用

健康づくり課

40歳以上の方が、自らの健康管理や適切な医療を受けられるよう健康手帳の交付を進め、手帳を利用した健康管理や健康づくりを推進します。

イ 健康相談の実施

健康づくり課

歯科医師、歯科衛生士、保健師、栄養士等が行う各種イベントや保健所、各保健推進室の窓口、電話などで広く市民に対して、健康に関する相談を実施します。

ウ 健康診査・各種検診の実施

健康づくり課

がんや脳血管疾患、心臓病などの生活習慣病の早期発見、また、老化に伴う運動機能や口腔機能の状態把握、認知症等の早期発見等を目的に、健康診査や各種がん検診、歯周疾患検診の周知に努めるとともに、高齢者支援センターとも連携を図りながら受診率向上を図ります。

また、健康診査や各種がん検診の実施後は、生活習慣の改善に向けて保健指導や情報提供、精密検診の必要な方への受診勧奨を行います。

エ 健康に関する講座（認知症・転倒予防・骨粗しょう症）の開催

健康づくり課・介護保険課

保健所、各保健推進室及び高齢者支援センター等において、地域住民の健康状況やニーズを踏まえた健康に関する各種講座を開催します。

また、各種団体の情報の一元化や連携を図ることにより、市民の健康意識の向上を目指します。さらに、健康ボランティアとの協働など、市民参加型の学習の場をより充実させます。

オ 健康づくり事業の実施

健康づくり課・介護保険課

くらしき健康福祉プラザにおいて、健康診査結果や体力測定、食生活調査及び生活習慣等の各種問診により、個人に応じた運動、食事、休養の各処方を作成し、各種トレーニングやセミナーを実施することで、市民一人一人の健康増進を図ります。

力 食育の推進

健康づくり課

第二次倉敷市食育推進計画に基づき、出前講座や様々な機会を捉えての健康教育などで、広く市民に対して、必要な栄養をバランスよくとることや家族や親しい人と食事を楽しんで心豊かな生活を送ることができます。

キ 栄養相談の実施

健康づくり課

生活習慣病等の疾患のある方に対して、個別相談を行ったり、各種イベント等を利用して日常生活における食事等についての助言を行うことで、健康の維持、改善を図り、生活の質の向上を目指します。

ク 歯の健康づくりの推進

健康づくり課

QOL（生活の質）の向上を目指し、生涯口から食べ続けるために、出前講座や様々な場での健康教育、各種イベント等の健康相談において、歯を失う大きな原因となるむし歯や歯周病の予防法、さらには口腔機能の維持向上を目的とした健口体操などについて広く啓発を行います。

ケ 運動・生涯スポーツの推進

健康づくり課・スポーツ振興課

加齢に伴って生じる心身の変化や疾病等により、要介護状態となることを予防するため、筋力低下や歩行能力の低下を予防することを目的に、健康体操（「健康くらしき 21・健康マーチ」）や日常生活における歩数の増加等の普及に努めます。

また、愛育委員会が中心になって作成したウォーキングマップ「くらしき まち歩き さと歩きマップ」の普及・啓発に努めるとともに、マップを活用したウォーキング講座やウォーキング大会の開催支援、子ども・親・高齢者等異世代との交流を目的としたウォーキングやグラウンドゴルフ大会等の開催支援を行います。

コ 心の健康づくりの推進

保健課・健康づくり課

心の健康づくりへの関心を高めるために、高齢者や支援者に対してうつ病やアルコール依存症、認知症などについて、医師や保健師等による健康教育を行っていきます。

また、地域への心の健康づくりの啓発や推進を担う人材として「くらしき心ほつとサポーター」を養成し、協働して心の健康づくりを推進します。

目標 指標	単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
くらしき心ほつとサポーター数	人	96	136	176

サ 高齢者はり・きゅう施術費給付事業

高齢福祉課

70 歳以上の高齢者で、運動器疾患及び末梢神経疾患により、はり・きゅうの施術が必要な人に対して、施術券を交付し、施術費の一部を助成することで、高齢者の健康の維持・増進を図ります。

目標 指標	単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
施術券交付者数	人	690	700	710

シ 老人入浴券交付事業

高齢福祉課

65 歳以上の高齢者で自宅に入浴設備がなく、生計中心者の市民税が均等割課税額以下の世帯の方に対し、公衆浴場の入浴券を交付することで、高齢者の福祉の向上を図ります。

3 要支援・要介護状態にならないために

(1) 現状と課題

高齢者ができる限り健康を維持し、要支援・要介護の状態にならないために、「介護予防」を推進する必要があります。そのためには、高齢者支援センターを中心に、要支援・要介護の予備群となる高齢者を早期発見し、運動機能や口腔機能の向上、あるいは栄養改善など、一人一人に合ったきめ細かい介護予防プランを作成し、介護予防の必要な方が、自ら意欲を持ち、生活の一部として無理なく介護予防に取り組んでいただくことが重要です。

また、閉じこもりがちや、人との交流に積極的でない高齢者に対して、介護予防への関心・参加への意欲を持っていただくために、高齢者支援センターや保健所、各保健推進室等で介護予防普及・啓発を徹底します。

さらに、認知症に対する理解の促進も重要な課題となっており、その普及・啓発も強化していく必要があります。

(2) 施策の展開方向

ア 特定高齢者把握事業（生活機能評価の実施）

健康づくり課・介護保険課

生活機能の低下が疑われる人を早期に発見し、適切なサービスの利用を促すことで、要支援・要介護状態になることを予防するために、特定健康診査等の際に生活機能評価を実施し、特定高齢者（要支援状態の手前にある方）を把握します。

目標 指標	単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
生活機能評価受診者数	人	15,000	15,500	16,000

イ 介護予防への関心、参加への意欲を高めるための取り組み

健康づくり課・介護保険課

高齢者と接している地域住民が主体となった介護予防のための取り組みの紹介や、憩の家等を活用した身近なところでの介護予防事業の実施により、地域に根ざした介護予防の普及、拡大を目指します。

また、高齢者支援センターと保健師が連携し、普段の活動を通して住民の介護予防に対する関心・意欲を高めるように働きかけます。

ウ 口腔機能の向上

健康づくり課・介護保険課

安全に楽しく食事をし、生きがいのある自立した生活を送ることができるようになります。噛むこと、飲み込むことがスムーズにできる体操等の指導を介護予防教室において行います。実践することにより、口腔機能の保持、増進につながり、生涯自分の歯で食べられるよう支援します。

エ 認知症予防・啓発

健康づくり課・介護保険課

出前講座や様々な場での健康教育などを通して、認知症に関する知識の普及を図り、理解や予防に取り組みます。また、認知症キャラバンメイトが開く養成講座により認知症サポーターを地域に増やし、認知症患者とその家族が安心して暮らせるまちづくりを推進します。

オ 脳卒中予防

健康づくり課

要支援・要介護状態となる原因のひとつである脳卒中を予防するために、出前講座や様々な場での健康教育などを通じて、脳卒中に対する理解と予防策についての普及啓発を図ります。

カ 筋力向上トレーニング事業

介護保険課

虚弱な高齢者や閉じこもりがちな高齢者の身体機能を高め、要支援・要介護状態に陥ることを防ぐために、筋力向上マシントレーニングや低強度の運動やレクリエーション等を実施します。

目標指標	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
通所型介護予防事業利用人数	人	190	210	230

キ 栄養改善事業

介護保険課

高齢者を対象に栄養教室や調理教室、また、会食会等を行い、栄養改善協議会及び各種団体と連携し、食生活を安定・改善させ、健康の増進を図るとともに食生活の自立を支援します。

ク 訪問型介護予防事業

介護保険課

閉じこもりやうつ、認知症等の症状の改善を図るために、特定高齢者の居宅を訪問し、相談指導を行います。

目標 指標	単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
訪問型介護予防事業利用人数	人	40	42	44

ヶ 介護予防普及啓発事業

介護保険課

介護予防に資する基本的な知識を普及・啓発するため、パンフレット等の作成や講演会を開催します。また、高齢者が健康を維持し、要支援・要介護状態にならないために、実施回数等の事業実施の成果を勘案しながら、転倒骨折予防事業をはじめとした各種介護予防事業を実施します。

目標 指標	単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
介護予防事業参加者延人数	人	36,500	37,500	38,500

コ 給食サービス事業

高齢福祉課

援護を必要とするひとり暮らし高齢者等に対し、栄養のバランスを配慮した食事を居宅まで配食し、安否確認を実施することにより、介護予防を推進し、高齢者等の福祉の増進を図ります。

目標 指標	単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
登録者数	人	平日:3,200 土日:2,400	平日:3,400 土日:2,500	平日:3,600 土日:2,600

II 生きがいのあるまちづくり

生きがいのあるまちづくりを推進するため、高齢者の出会う場、学ぶ場、活躍する場の創出に取り組みます。

1 さまざまな人々とふれあうために

(1) 現状と課題

高齢者の閉じこもりを防ぎ、外出の機会を確保するとともに、一人でも多くの高齢者が活動的な生活を営めるように、高齢者が気軽に集い、仲間と出会うことができる憩の場の創出が求められています。

市では、くらしき健康福祉プラザ、憩の家、公民館等を利用して、高齢者の介護予防活動や交流活動、仲間づくり活動を推進しています。さらに、イベントの開催や高齢者のスポーツ活動等への支援を通じて、高齢者が様々な人とふれあい、交流する場の確保に努めており、これらの支援を今後も引き続き推進する必要があります。

(2) 施策の展開方向

ア 老人福祉センター・憩の家の活用

高齢福祉課・介護保険課

地域における介護予防事業の拠点として、老人福祉センターや憩の家を活用することにより、高齢者等が気軽に集い、仲間との出会いや交流の機会の拡充を図ります。

目標 指標	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
老人福祉センター延利用者数	人	72,800	73,000	73,200
憩の家延利用者数	人	311,500	312,500	313,500

イ 三世代ふれあい交流事業の支援

高齢福祉課

三世代（子ども、親、高齢者）が軽スポーツ、レクリエーション等の大会を通して交流を図ることで、若年者の高齢者に対する理解を深めるとともに、長寿社会における高齢者の健康と生きがいを高め、介護予防を図ります。

目標 指標	単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
事業 参加 人 数	人	6,600	6,650	6,700

ウ ふれあいサロン活動

高齢福祉課

閉じこもりがちなひとり暮らし高齢者等に対し、ボランティア団体等がサロン活動を実施することにより、孤立感の解消や社会参加、健康づくり、仲間づくりの促進を図ります。活動は、公民館等で談話会・趣味活動・健康教室等を月に1回以上実施します。

目標 指標	単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
実 施 箇 所 数	箇所	135	140	145

エ いきいきふれあいフェスティバル実施事業

保健福祉推進課

誰もが気軽に集い、健康づくりや生きがいづくりなどを楽しみながら体験できる場をつくり出し、ハンディのある人もない人もお互いに尊重し、支え合える社会づくりに資することを目的とし、市民の健康の増進及び障がい者と健常者のふれあいを図るため、ボランティア体験・展示等のイベントを行います。

オ ゲートボール場設置協力補助金交付事業

高齢福祉課

老人クラブが設置するゲートボール場の整備費用等の一部を補助することにより、高齢者の地域社会における仲間づくり、生きがいの向上、介護予防を図ります。

カ グラウンドゴルフ場整備費等補助金交付事業

高齢福祉課

老人クラブ等が設置するグラウンドゴルフ場の整備費用等の一部を補助することにより、高齢者の地域社会における仲間づくり、生きがいの向上、介護予防を図ります。

2 いつまでも学び続けるために

(1) 現状と課題

高齢者に多様な学びの場を提供することは、高齢者の自己実現や社会参加を促進し、生きがいづくりの重要な要素となります。

高齢者の学びの場としては、公民館等での各種講座、教室があり、また、老人クラブでも様々な学習活動が行われています。

生涯学習については、ライフワークの追求・社会貢献・キャリアアップ等の多彩な目的が考えられますが、こうした目的に対応するためには、高齢者一人一人が自ら進んで学習することはもちろん、講座活動や学習内容についても主体的・自主的にかかわっていく必要があります。そのためには、高齢者から講座のテーマや内容について、意見、要望を聞くだけでなく、高齢者が直接、講座の企画立案に携わることのできる体制を整備する必要があります。

また、現在の社会では、携帯電話やインターネット等のIT（情報技術）を活用することが生活の一部となっています。このため、ITによるメリットを高齢者に等しく享受してもらうために、多様な事業メニューを提供することが必要です。

(2) 施策の展開方向

ア 老人クラブ活動への支援

高齢福祉課

老人クラブの活動を支援することにより、高齢者の仲間づくりを促すとともに、教養の向上、健康増進及び社会奉仕などの活動により高齢者の生きがいを高め、社会参加を進めます。

目標 指標	単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
老人クラブ会員数	人	21,600	21,800	22,000

イ 生きがいデイサービス事業

高齢福祉課

介護保険法の給付の対象とならないおおむね 60 歳以上のひとり暮らし高齢者等に対して、憩の家等で生きがいや健康づくりに関する各種講座等を提供することにより、高齢者の社会参加の促進、介護予防及び生きがいの向上を推進します。

目標 指標	単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
延受講者数	人	7,600	7,650	7,700

ウ 様々な講座及び催し

市民学習センター

市民の生涯学習を支援する拠点施設として、市民の多様な学習ニーズに対応した講座の開催や健康づくり・環境問題など地域・社会が抱える様々な課題の解決へのきっかけとなるような学習機会の提供や、「いきいきとした人づくり」「住みよい地域づくり」という公民館の目的をふまえ、市民参加・市民との協働による事業や市民相互の交流を図る事業、学習成果を地域に還元することができるような事業の実施に努めます。

また、パソコン使用の基礎となる講座を開催し、だれもが IT に親しめる機会を提供します。

3 知識や経験を生かして社会に役立つために

(1) 現状と課題

高齢者がはつらつと生きがいのある生活を送るために、長い人生の中で培われた知識や技能が日常生活や地域社会で発揮でき、社会の重要な構成員として活躍できるような社会づくりが必要です。特に、団塊世代の大量退職が始まり、これらの人々が能力や経験を生かして積極的に社会参加し、地域社会等で様々な役割を担い、活躍することが期待されています。

このため、高齢者の働く意欲に応じた就労の場を確保するとともに、地域活動への参加を促進しながら、高齢者の活躍の場を広げることが重要です。また、そのためにも若いから地域活動に関心を持ち、準備を進めていただけるよう啓発を進める必要があります。

(2) 施策の展開方向

ア 介護予防リーダーの養成

介護保険課

地域における介護予防の担い手となる人材を育成し、ボランティア活動を通じた地域での自主的な取り組みを支援するために、介護予防リーダーを養成する講座を開催します。

目標 指標	単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
講 座 修 了 者 数	人	40	50	60

イ 認知症キャラバン・メイトの養成

介護保険課

認知症サポーター養成講座の講師となるキャラバン・メイトを養成するために、市や各高齢者支援センター職員が、認知症キャラバン・メイト養成講座を受講し、キャラバン・メイトとして登録しています。各高齢者支援センターには最低 1 名のキャラバン・メイトを配置しており、認知症サポーター養成講座が開催できる環境を整備します。

ウ 倉敷マスターズ制度

高齢福祉課

高齢者が人生を充実して生き、また長年の人生経験で積み上げた多くの知恵をよりよい地域社会をつくるために活かしていく意欲を持ってもらうために、85歳以上の高齢者で他の高齢者のお手本となる方に「倉敷マスター」の称号を贈り、その活躍の様子を広く市民に紹介します。

目標指標	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
認定者数	人	10	10	10

エ 公園等の清掃管理委託事業

高齢福祉課

市が管理する公園等の除草やゴミ収集などの軽易な作業を地域の高齢者にお願いすることで、高齢者の仲間づくりや社会参加の機会とし、地域社会とのつながりの保持や健康で生きがいある生活づくりを図ります。

オ シルバー作品展の実施

高齢福祉課

市内在住の60歳以上の方を対象に、長い間社会に貢献した豊かな知識・技術や趣味などを生かした作品を広く一般に公開し、創造の喜びを通じた生きがいの増進を図ります。

目標指標	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
出展者数	人	430	440	450

カ シルバー人材センターへの加入・就労の促進

高齢福祉課

就業を通して生きがいの充実や社会参加を希望する高齢者が就業できる機会を増やし、高齢者の能力を活かした活力ある地域社会をつくるため、おおむね60歳以上の健康で働く意欲のある方を対象に、社団法人倉敷市シルバー人材センターへの加入・就労の促進に努めます。

目標 指標	単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
会員数	人	1,700	1,750	1,800
延就労人数	人	150,000	155,000	160,000

キ 市民活動支援拠点事業（倉敷ボランティアセンター）社会福祉協議会

ボランティアの養成・育成及び活動の支援を通して援護や育成が必要な市民・団体に対し、その独立心を損なうことなく、社会人として生活できるよう支援し、社会福祉の増進を図ります。

ク 介護支援いきいきポイント制度

介護保険課

高齢者が介護支援ボランティア活動を通じて、社会参加、地域貢献を行うとともに、高齢者自身の健康増進を図っていくことを支援します。

目標 指標	単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
ボランティア登録者数	人	700	850	1,000

Ⅲ 安心して暮らせるまちづくり

安心して暮らせるまちづくりを推進するための社会の仕組みづくりと各種サービスの提供、気軽に出来かけられる交通環境等の整備、快適な住まいの整備に取り組みます。

1 安全・安心な暮らしをおくるために

(1) 現状と課題

高齢期を安全・安心に暮らすためには、火災や自然災害、犯罪や交通事故等の危険に遭うことのないよう、安全性の高いまちづくり、体制づくりを進めることが重要です。

防災対策としては、自主防災組織の設立や情報伝達のための環境づくりなど、必要な基盤整備を図るとともに、市民一人一人の災害に対する意識、知識の向上や、関係機関と地域住民との連携による高齢者への緊急時の対応、救援体制づくりについて、倉敷市地域防災計画との整合の下に、充実を図る必要があります。

防犯対策としては、高齢者の消費者被害の防止や対処のための啓発活動の推進や情報提供・相談体制の充実が求められています。

また、近年、高齢者のかかわる交通事故が増加していることから、交通安全対策として、交通ルールや交通マナーを高めるための啓発・指導が必要です。

さらに、安否確認や相談、日常生活の支援など、高齢者が居宅において安心して暮らすことができるよう、きめ細かなサービスを提供することが必要です。

(2) 施策の展開方向

ア 防災知識の普及・啓発

防災危機管理室

高齢者などの災害時の安全を確保できるよう、災害に際して特に援護を要する方（災害時要援護者） やその家族、介護従事者、民生委員、愛育委員等に対して、避難場所や避難経路の確認を進めるとともに、出前講座やコミュニティ FM放送での防災アドバイス等により、非常持出品の備えや避難時の心構えなど防災知識の普及・啓発等を行います。

イ 防災訓練の実施

防災危機管理室

防災週間時の訓練だけでなく、自主防災会と関係機関が連携した自主防災訓練の実施に努めます。

また、社会福祉施設等には、施設職員、入所者等が参加する防災訓練や地域住民との合同防災訓練を実施するとともに、任務分担や連絡体制など、緊急時の行動マニュアルを作成するよう要請します。

ウ 自主防災組織の設立促進

防災危機管理室

災害時に高齢者や障がい者をはじめとする市民一人一人の命を守るために、緊急時の情報伝達や避難行動を適切に行えるよう、出前講座等により災害知識の普及・啓発を行い、町内会などを単位とした自主防災組織の結成を促進します。

エ 地域における防火対策の推進

消防局予防課

地域住民の防火思想の高揚及び家庭を中心とした防火防災体制の強化を図るため、インターネット等媒体の活用、防火ポスター・チラシの配布、防火講話、防火パレード及び防災フェアの開催等を行います。

また、火災による被害を最小限に食い止めるため、地域の自衛消防組織の結成を促進します。

オ 高齢者・障がい者世帯を中心とした住宅防火診断

消防局予防課

住宅防火対策を強化するため、高齢者等の世帯を中心とした住宅防火診断を実施し、火気使用設備・器具、消火器等の点検・整備の励行や住宅用防災機器の設置を推進します。

目標 指標	単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
ひとり暮らし高齢者世帯の 防火査察件数	件	125	130	135

力 高齢者向け交通安全教室

生活安全課

高齢者を対象に交通安全教育を実施し、自分の身体能力を踏まえた道路の横断や自転車の利用、車の運転について理解を深めてもらえるよう指導することで、高齢者のかかわる交通事故の防止に努めます。

目標 指標	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
高齢者向け交通安全教室 受講者数	人	6,600	6,800	7,000

キ 消費者被害防止のための啓発

消費生活センター

年々消費者トラブルが複雑・多様化しており、高齢者の世帯や高齢者のひとり暮らしが増加している中、高齢者が悪質な業者のターゲットになっています。

悪質販売の手口、その対処法等消費者知識を身につけ、消費者被害に巻き込まれず、安全で快適な生活が送れるよう、講演会や出前講座・広報紙やマスコミ等を利用し、啓発活動を行います。

ク 緊急通報装置設置事業

高齢福祉課

緊急通報装置による緊急時の連絡体制を整備することにより、ひとり暮らし高齢者等の日常生活における不安感の解消及び急病・災害時等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図ります。

目標 指標	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
設置済み台数	台	860	890	920

ケ 電話安否確認事業

高齢福祉課

ひとり暮らし高齢者等を対象に定期的に電話で訪問をし、安否確認や福祉サービスの情報提供を行ったり、相談を受けるなどします。

目標 指標	単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用者数	人	45	50	55

コ 高齢者等心配ごと相談事業

高齢福祉課・社会福祉協議会

高齢者等が抱える日常生活上の様々な課題や心配ごとについて、市内5箇所の心配ごと相談所で受け付け、不安や悩みごとの解決への支援に努めます。

目標 指標	単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
相談件数	件	415	420	425

サ 日常生活用具給付事業

高齢福祉課

65歳以上のねたきり高齢者、ひとり暮らし高齢者等の在宅での日常生活の便宜を図るために、日常生活用具を給付します。

目標 指標	単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
給付件数	件	150	160	170

※火災警報器給付件数を除く。

シ 【くらしき健康福祉プラザ】一般的初期相談事業

保健福祉推進課

高齢者、障がい者、その家族に対する保健福祉に係る一般的初期相談等を行い、保健福祉の向上に役立つ情報提供を行います。また、手話通訳者による聴覚障がい者の相談及び各種手続の支援を行います。

目標 指標	単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
保健福祉相談室利用者数	人	4,000	4,200	4,400

ス 生活支援ホームヘルプ事業

高齢福祉課

おおむね 65 歳以上の高齢者等で、介護保険の要介護認定で非該当となった方に対してホームヘルパーを派遣し、家事の指導支援を行うことにより、日常生活を支援します。

セ 生活支援ショートステイ事業

高齢福祉課

虐待等のため家庭内で生活することが困難な高齢者に対して、養護老人ホームにおいてショートステイサービスを提供することで、高齢者及びその家族を支援します。

ソ 緊急時ショートステイ事業

介護保険課

介護者の急病などにより、在宅での介護が困難になるなど、緊急時に被介護者を受け入れができる体制を確保するために、市内のショートステイ事業所の空床情報をリアルタイムに更新して、最新の空き状況を一目で確認可能なシステムを運用するとともに、ケアマネジャー等への周知に努めます。

2 気軽に外出するため

(1) 現状と課題

高齢者が積極的に社会参加し、いつまでも生き生きと暮らすことのできるまちをつくるためには、施設や歩行空間のバリアフリー化などの「福祉のまちづくり」を推進するとともに、高齢者にとって安全で利便性の高い移動手段を確保する必要があります。

国では、平成 18 年に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」が制定され、だれもが暮らしやすいユニバーサル社会の実現を目指しています。

市においては、平成 9 年 4 月に「倉敷市福祉のまちづくり条例」を制定し、翌年 4 月には条例に基づいた都市施設整備基準を設定するとともに、民間の施設に対しては、補助金や融資制度を設けており、その活用によりバリアフリー化の促進を図っています。

また、平成12年度から、高齢者や障がい者団体の代表等により構成される「バリアフリー市民会議」を設置し、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、主に中心市街地の歩行者空間をバリアフリー化するため、段差の解消や視覚障がい者用床材の敷設を進めています。

さらに、公共交通機関を利用した移動の円滑化については、平成18年3月に「倉敷市交通バリアフリー基本構想」を策定するとともに、平成20年3月に「倉敷市美觀地区バリアフリー整備計画」を策定して、重点整備地区における道路、駅前広場、通路その他の施設のバリアフリー化を推進しています。

高齢者の移動手段の確保については、市民のニーズが高く、また、高齢者の外出を支援することは介護予防にもつながることから、交通施策との連携を図りながら、先進事例を踏まえて検討を行います。

(2) 施策の展開方向

ア 【くらしき健康福祉プラザ】情報提供事業

保健福祉推進課

保健・福祉に関する市・県・国等の情報を収集し、窓口、電話、情報端末、図書、資料、インターネットにより総合的に提供します。

イ 高齢者や障がい者にやさしい公共施設改修事業

保健福祉推進課

生活関連施設の計画・設計時に事業者からの要望により、バリアフリー市民会議委員らが施設のバリアフリーコーディネートを行い、すべての人が生活関連施設を安全かつ快適に利用できるバリアフリーのまちづくりを推進します。

ウ 安全に通行できる道路環境の整備

土木課・保健福祉推進課

バリアフリー市民会議委員の現地確認等による調査に基づき、すべての人が安全かつ快適に生活できるバリアフリーの市道整備を推進します。

エ 乗合タクシーの運行支援

交通政策課

バス路線が廃止されたり、公共交通がない地域で、地域が主体となって高齢者等の移動手段を確保する乗合タクシーの運行費の一部等を支援します。

オ ノンステップバスの導入補助

交通政策課

高齢者や障がい者等の移動の円滑化を図るために、公共交通事業者に対して、ノンステップバスの購入費を支援します。

目標 指標	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
市内を運行する ノンステップバスの台数	台	14	15	16

カ 交通弱者の移動支援

交通政策課・高齢福祉課

路線バスが廃止されたり、公共交通がない地域などにおいて、日常生活に最低限必要な移動手段をどのように確保することができるか検討を行います。

3 暮らしやすい住まいのために**(1) 現状と課題**

高齢者や障がい者が住み慣れた地域の中で自立した生活を営んでいくためには、利用に配慮した暮らしやすい住宅の確保が必要です。高齢者実態調査でも、介護が必要になっても自宅で生活をしたいという方が半数を超えていました。このような高齢者の希望に沿うためには、高齢者の生活に対応した住宅の構造について広く普及・啓発を図り、高齢者向け住宅の整備を促進するとともに、住宅改造助成制度の利用促進や相談体制の充実を通じて、多様なニーズに対応した快適な住まいを整備する必要があります。

(2) 施策の展開方向**ア 高齢者等住宅改造助成事業の実施**

介護保険課

居住する住宅を改造する必要があると認められる高齢者や心身障がい者に対し、改造工事を行う場合に必要な費用の一部を助成します（介護保険の住宅改修、障がい者日常生活用具給付事業の対象となる場合は、そちらを優先します。）。

イ 入所施設の住環境の充実

介護保険課

快適な住まいを実現する観点から、特別養護老人ホーム等については、個室・ユニットケア型の施設整備を促進します。また、市では、入所者の処遇が適切に行われるよう施設に対し指導をしていきます。

ウ 【くらしき健康福祉プラザ】展示普及事業

保健福祉推進課

介護用品・福祉用具・住宅改造モデルを展示し、高齢者や障がい者が住宅生活を営む上で必要な用具等の知識が得られるよう情報提供、助言、説明を行います。

エ シルバーハウジングの整備

住宅課・高齢福祉課

市営住宅の建替事業の中で、高齢者が安全・安心・快適に生活できるための生活援助員が派遣されているシルバーハウジングの供給を促進します。

平成 21 年度までに 15 戸供給していましたが、倉敷市住生活基本計画に基づき、平成 32 年度までに 15 戸の追加供給を目指します。

オ 高齢者に配慮した市営住宅の整備

住宅課

地域の実情に応じて、高齢者の身体状況に配慮した良質な高齢者世帯向けの住宅の整備を進めます。また、同居・隣居・近居などライフステージや家族構成等に見合った高齢期の多様な居住形態に対応した住宅供給に努めるほか、多目的広場や公園などコミュニティ空間や緑化に配慮し、快適でゆとりのある住・生活環境を目指します。これらを踏まえて、倉敷市住生活基本計画に基づき、高齢者世帯の需要に対して、福祉施設等との一体的整備の検討をするなど、安心して居住できる市営住宅の供給を目指します。

カ 地域優良賃貸住宅（高齢者型）の建設推進

住宅課

高齢者が安全で快適に生活できる良質な住宅の建設を促進するために、高齢者の居住の用に供する優良な賃貸住宅を建設または改良する民間土地所有者等に対して、建設費の一部補助や家賃減額補助を行います。

平成 21 年度までに 50 戸普及していましたが、倉敷市住生活基本計画に基づき、平成 32 年度までに 150 戸の追加普及を目指します。

キ 介護用品のリサイクルの推進

社会福祉協議会

家庭で使用しなくなった介護機器及び介護用品提供者の情報を収集し、倉敷市内に居住するこれらの機器等を必要とする譲受希望者に情報提供をすることにより、介護の負担軽減と資源の再利用を行い在宅福祉の充実を図ります。

IV 支え合うまちづくり

支え合うまちづくりを推進するため、地域支援・生活支援の充実と、充実した介護を実現するための基盤整備及び仕組みづくりに取り組みます。

1 地域で安心して暮らすために

(1) 現状と課題

高齢者が住み慣れた家庭や地域で生きがいを持ちながら安心して暮らし続けていくためには、在宅生活を支援するサービスの充実はいうまでもなく、高齢者支援センターを中心に、地域福祉活動や民生委員児童委員活動と連携し、地域において高齢者やその家族を支援することにより、高齢者の状況把握や状況に応じた適切なサービスの提供に結びつける必要があります。

地域には、民生委員児童委員協議会、愛育委員会、町内会、老人クラブ等があり、また、各種ボランティアも活動していますが、こうした組織や個人と連携して、総合的な地域ケアシステムを構築する必要があります。

また、近年、高齢者に対する虐待事例の増加や認知症高齢者の増加等により、高齢者の権利擁護が重要な課題となっていることから、市及び関係機関・団体が、連携を強化して虐待の早期発見と防止に努めるとともに、成年後見制度の利用促進等を通じて、高齢者の権利擁護を推進する必要があります。

そこで、行政と地域住民が車の両輪として相互に助け合って進んでいくことが、これからの中長期的な社会の実現のために求められています。

(2) 施策の展開方向

ア 高齢者ケアネットワーク構築(地域ケア会議)

介護保険課

地域支援事業をより効果的・効率的に実施していくため、高齢者の実態把握調査により得られた情報を、電算システムの中で一元管理する「高齢者ケアネットワーク構築事業」を推進するとともに、その情報を基に、支援が必要な対象者への定期的な訪問を実施します。

また、地域住民や関係機関等の協力を得て、問題解決に努めるため、地域ケア会議及び小地域ケア会議を実施するなど地域ケアシステムを構築し、支援体制の整備を図るよう努めます。

イ 高齢者の相談窓口の充実

介護保険課

高齢者が住み慣れた地域で生活するために必要な、保健・福祉・医療・介護保険サービス等に関する様々な相談に応じるよう、高齢者支援センターにおいて、情報の提供に努めます。

サービスを利用する市民ができるだけ自らの選択で適切なサービスを受けることができるよう、サービスの内容や利用要件、サービス提供事業者等に関する情報の普及・啓発に努めるとともに、くらしき健康福祉プラザの保健福祉相談室をはじめ、総合的な相談に応じる体制をさらに充実します。

目標 指標	単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
高齢者支援センター相談件数	件	93,500	94,000	95,000

ウ ねたきり高齢者等理美容サービス事業

高齢福祉課

理容院、美容院に行くことができない在宅のねたきり高齢者等で、その介護者が介護手当を受給している方を対象として、居宅を理容師・美容師が訪問し、理容・美容サービスを提供することにより、高齢者の福祉の向上を図ります。

目標 指標	単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用者数	人	190	200	210

エ 介護用品扶助費支給事業

高齢福祉課

おしめを必要とする在宅ねたきり高齢者等の紙おしめ等の購入費の一部を助成することで、経済的負担を軽減し、日常生活を支援します。

目標指標	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用者数	人	400	430	460

オ 友愛訪問事業

高齢福祉課・社会福祉協議会

おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者やねたきり高齢者宅を愛育委員、地区社協関係者等が訪問し、安否を確認するとともに孤独感の解消に努めます。

目標指標	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
訪問先件数	件	5,000	5,050	5,100

カ 災害時要援護者避難支援体制の整備

保健福祉推進課

ひとり暮らし高齢者等のうち、災害時に自力で避難が困難な方の情報を災害時要援護者台帳に登録し、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織と情報を共有することで、災害時の避難支援や安否確認を迅速かつ的確にできるよう努めます。

キ 地域福祉基金による民間団体等の活動への助成

保健福祉推進課

地域福祉活動を促進し、地域ぐるみで高齢者等の保健福祉の増進を図るため、基金を設置し、これを財源に委託事業及び助成事業（①在宅福祉の普及・向上②健康づくり、生きがいづくり、自立支援及び社会参加の促進③ボランティア活動の活発化）を実施します。

ク 日常生活自立支援事業の実施

社会福祉協議会

認知症高齢者・知的障がい者、精神障がい者等判断能力が十分でない方を対象として、福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理等を提供することにより、自分が住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるよう支援することを通じて、利用者の権利の擁護に努めます。

目標指標	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用者数	人	84	84	84

ケ 高齢者等権利擁護事業

高齢福祉課・介護保険課

年々増加している高齢者虐待相談に対応するため、ケアマネジャー、介護保険施設、介護サービス提供事業者、医療機関、警察などの関係機関と連携し、協力体制を整備するとともに、高齢者虐待または高齢者虐待の疑いのある事案について、弁護士等をアドバイザーとする地区高齢者虐待防止ネットワーク会議を開催し、対応策を検討、問題解決に努めます。

また、認知症の進行などにより判断能力が十分でない人に代わり、財産管理や入院、入所の契約等、本人の成すべき法律行為を行うことができる成年後見制度についての相談窓口及び対応体制を充実するとともに、申立人がいない場合の市長申立てについても、的確かつ迅速に対応できるよう体制の整備を図ります。

目標指標	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
成年後見人市長申立件数	件	42	45	50
高齢者虐待相談件数	件	125	130	140

コ 倉敷たすけあい在宅支援サービスの実施

社会福祉協議会

お年寄りや心身に障がいを持つ方、父子母子家庭や妊産婦の方などが、日常生活上の家事で困っているとき、「困ったときのたすけあい」の心を持った地域の人々（協力会員）がそのお宅を訪問し、お手伝いをすることを通じて、住み慣れたまちで安心して暮らせる福祉のまちづくりを目指します。

サ 認知症サポーター養成

介護保険課・健康づくり課

認知症について正しく理解し、偏見を持たず、認知症の人や家族を温かく見守る応援者として、自分のできる範囲で活動できる認知症サポーターを養成します。また、今後は小・中学生を対象にした認知症サポーター養成講座を実施します。

目標指標	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
認知症サポート養成人数	人	2,400	2,450	2,500

2 十分な介護を受けるために

(1) 現状と課題

老後の安心を社会全体で支えるための介護保険制度が始まって12年が経過しました。サービス提供体制の急速な整備に伴い、サービス利用は拡大し、今後、介護給付費は増大していくものと思われます。

国は、平成17年度に、介護保険制度を持続可能なものとするために、介護予防システムの導入、施設給付の見直し、新たなサービス体系の構築など、制度の大幅な見直しを行いました。さらに、介護従事者の人材不足が問題となったことから、平成20年度には、介護従事者等の処遇改善に関する法律が制定されました。

また、近年、事業者による介護報酬の不正請求等、不適正事案が問題となっていることから、事業者に対するチェック体制の充実や事業者による情報公開の推進、サービス評価の仕組みの構築などが重要となります。

今後も、事業者の不適正事案の防止や、福祉・介護に従事する人材を安定的に確保すること等により、必要な人が質の高い介護サービスを十分かつ適切に受けることができる体制を整備するとともに、在宅で介護をしている家族の負担を軽減するための様々な支援を推進していくことが必要です。

(2) 施策の展開方向

ア 事業者規制の見直し

介護保険課

介護サービス事業者に対して法令遵守に係る義務の履行が確保されるよう、業務管理体制の整備が義務付けられました。また、不正を行った事業者による処分逃れを防止するための対策が講じられました。これらの制度改革を受けて、今後も介護サービス事業者の不正事案の防止に努めます。

イ 介護従事者の育成・支援

介護保険課

高齢者が安心して暮らすことのできる社会を実現するために介護従事者が重要な役割を担っていることから、介護従事者の資質の向上のため、研修等を受講する機会を確保するとともに、國の方針等に基づき、必要な人が十分な介護サービスを受けることができるよう、介護従事者を確保するための施策を推進します。

ウ 事業所の指導・監督

指導監査課・介護保険課

地域密着型サービス事業所等が、指定基準を遵守し、適正な事業運営を行うよう、新規、更新の事業所に対して、「介護保険地域密着型サービス運営専門分科会」の意見を聴きながら、適切な指定事務を行います。

また、指定事業所に対して、実地指導、集団指導、監査を実施します。

エ 介護サービスの適正化・効率化

介護保険課

介護給付費の適正化を図り、持続可能な介護保険制度の構築に資するために、認定調査状況チェック、ケアプランチェック、住宅改修に関する調査、介護給付費通知、医療情報との整合、縦覧点検等を実施します。

また、介護サービスの質の向上を図るため、介護相談員が派遣受け入れ事業所を定期的に訪問し、利用者の苦情等を伝える介護相談員派遣事業を実施します。

オ 在宅ねたきり高齢者等介護手当支給事業

高齢福祉課

在宅で6か月以上ねたきり高齢者等を介護している方に対し手当を支給し、介護の労をねぎらうとともに経済的負担の軽減を図ります。

目標指標	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用者数	人	1,160	1,170	1,180

カ 家族介護者リフレッシュ事業

高齢福祉課・社会福祉協議会

介護の精神的・肉体的な疲労からくるストレス等の解消（息抜き）を図るために、ねたきりや障がいをもつ人在宅で介護している方々をこの事業に招待し、わずかの時間でも介護から解放し、同じ悩みを持つ者同士で話し合い、共通理解を深め、情報交換の場を提供します。

目標 指標	単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
参加者数	人	210	215	220

キ 療養病床の円滑な転換の支援

介護保険課

平成 29 年度末に介護保険適用の療養型病床が廃止されることから、療養病床から介護保険施設等への円滑な移行が図られるよう、県の地域ケア体制整備構想を踏まえながら、地域におけるサービスの整備や退院時の相談、支援等に努めます。

ク 家族介護教室の推進

介護保険課

家族介護者の介護技術の向上を図ることで、高齢者の在宅介護を支援とともに、介護者自身の心身の健康を維持し、生活の質を向上させるため、家族介護教室を開催します。

目標 指標	単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
家族介護教室延参加者数	人	3,400	3,500	3,600